

別紙2 業務体制の概要（店舗販売業用）

勤務する薬剤師及び登録販売者

店舗の名称	かつおドラッグ	店舗の所在地	高知市丸ノ内1-2-3
-------	---------	--------	-------------

店舗管理者

	氏名	住所	週あたり勤務時間数	資格種別	薬剤師名簿又は販売従事登録	
					登録番号	登録年月日
店舗管理者	管薬 太郎	高知市丸ノ内 〇—〇—〇	40 時間/週	薬剤師	123456	H24. 6. 12

店舗の管理者は、常勤で、原則として店舗で定めた就業規則に基づく薬剤師又は登録販売者の勤務時間の全てを勤務する必要があります。ご注意ください。

従たる薬剤師及び登録販売者

	氏名	住所	週あたり勤務時間数	資格種別	薬剤師名簿又は販売従事登録	
					登録番号	登録年月日
1	登録 販太	高知市丸ノ内 〇—〇—〇	40 時間/週	登録販売者	12-34-56789	H25. 5. 10
2	研修 中子	高知市〇〇町 〇—〇—〇	40 時間/週	登録販売者 (研修中)	39-15-00000	H27. 11. 1

注：研修中の登録販売者については、(研修中)と記載してください。

研修中の登録販売者とは、規則第15条第2項に該当する登録販売者のことで、規則第140条第1項第2号又は第149条の2第1項第2号に規定する登録販売者以外の登録販売者のことです。研修中の登録販売者は、その店舗において勤務中の薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で業務に従事する必要があることから、店舗管理者や店舗管理代行者にはなれませんのでご注意ください。

参考：令和5年3月31日 薬生発0331第16号「登録販売者制度の取扱い等について」

店舗販売業の店舗管理者の要件については、以下の通りです。

- (1) 過去5年間のうち、薬局等における従事期間が通算して2年以上の者
 - (2) 過去5年間のうち、薬局等における従事期間の合計が通算して1年以上の者であって、施行規則第15条の11の3第1項、第147条の11の3第1項及び第149条の16第1項に定める研修（継続的研修）並びに店舗の管理及び法令遵守について厚生労働大臣が必要と認める研修（追加的研修）を修了した者
 - (3) 従事期間が通算して1年以上であり、過去に店舗管理者又は区域管理者として業務に従事した経験のある者
- ※1 実務又は業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、(1)の場合は1か月に80時間以上従事した場合に、(2)の場合は1か月に160時間以上従事した場合に店舗管理者になるに当たり必要な実務又は業務に従事したものと認められます。
- ※2 従事すべき就業時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、※1の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して1年以上又は2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて、合計1,920時間以上従事した場合は、それぞれ従事期間の合計が通算して1年以上又は2年以上の登録販売者としてみなして差し支えないとされています。
- ※3 過去に店舗管理者または区域管理者としての業務の経験がある者の従事期間に関して、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して1年以上あり、かつ、合計1,920時間以上従事した場合は、(3)の要件を満たしたものと差し支えないとされています。

医薬品の販売に従事する薬剤師の週あたり勤務時間の総和	40 時間/週	a
医薬品の販売に従事する登録販売者の週あたり勤務時間の総和	40 時間/週	b